

【参考】都道府県社会的養育推進計画記載事項

| | |
|--|--|
| ① 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | |
| 記載内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養育の体制整備の全体像 ・幅広い関係者の参画の下策定。特に子供の意見を求めること。 |
| ② 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・代弁者） | |
| 記載内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の仕組み構築に向けた国の調査研究結果を踏まえ策定 |
| ③ 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | |
| 記載内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町総合支援拠点の普及、市町子ども家庭支援メニューの充実 ・児童家庭支援センターの機能強化 |
| ④ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | |
| 記載内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・年齢区分別（3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降）に算出 ・里親等委託が必要な子ども数（状態や希望に基づき判断） |
| ⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組 | |
| 記載内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・里親養育包括支援業務実施体制の構築 ・平成36年度及び41年度時点の里親等への委託子ども数を推計 |
| ⑥ 要保護児童に対する永続的な人間関係や生活の場の保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 | |
| 記載内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援体制の構築 |
| ⑦ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 | |
| 記載内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の「児童養護施設等の高機能化等の進め方」マニュアルを踏まえた代替養育全体の在り方 ・上記計画に基づいた施設の高機能化等の在り方 ・県は各施設の高機能化等の具体的かつ実現可能な計画策定に配慮 |
| ⑧ 一時保護改革に向けた取組 | |
| 記載内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「一時保護ガイドライン」に基づいた一時保護の在り方（委託一時保護が可能な里親・施設等における確保数、職員の育成方法、一時保護中の子どもの権利保障の仕組み等） |
| ⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 | |
| 記載内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自立支援策の強化のための取組 |
| ⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組 | |
| 記載内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・中核市の児相設置に向けた県の具体的な支援 ・児相職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成内容 |
| ⑪ 留意事項 | |
| 記載内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗状況について毎年度検証 ・各期の間年及び前期末の検証結果を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを実施 |